

農地法第5条の計画変更申請添付書類

この添付書類は、みどり市地内の農地について、農地法に基づく申請を行う場合であるので、群馬県下統一でないことを承知置きください。

みどり市農業委員会

◆ 農地法第5条の計画変更申請（農地法第5条の許可済地を売買等又は目的変更する場合等）

書 類 名	備 考
1 申請書 目的変更（様式 3-21） 全部承継（様式 3-22） 一部承継（様式 3-23）	（様式 3-21）転用事業者が転用の目的の変更又は事業区域の拡大等を希望する場合 （様式 3-22）転用事業者に代わり、許可に係る土地の全部について、承継者が転用を希望する場合 （様式 3-23）転用事業者に代わり、許可に係る土地の一部について、承継者が転用を希望する場合
2 住民票の抄本	当初計画者・承継者
3 法人の登記事項証明書及び定款、 寄付行為又は規約写し	法人の場合 ※定款、寄付行為、規約の写しについては、法人代表者の原本証明が必要
4 宅建免許の写し	承継者が建売業者の場合
5 土地全部事項証明書（登記簿謄本）	
6 申請に係る土地の地番を表示する 図面	公図の写し等で申請地及びその周囲の土地の地番、地目、面積、所有者名、耕作者名を記入したもの
7 位置図（縮尺 10,000 分の 1 程度）	役所、駅、その他最寄りの公共施設から申請地までの直線距離を表示
8 付近状況図（縮尺 2,500 分の 1 程度）	申請地を中心とした半径 500m の範囲の状況を示すこと（国・県道の路線名及び河川名等を表示する）
9 建物施設配置図（縮尺 500 分の 1 程度）	建築しようとする建物又は施設の面積、位置を表示する図面で道路（認定道路は認定番号）・用排水計画等を附記したもの ※道路（幅員 4m 以上）の沿道に水管・下水道管又はガス管が埋設されている場合は附記する
10 排水計画図	汚水・家庭雑排水の処理計画及び処理工法図
11 平面図	建築物の平面図（建築面積又は延床面積を記載）
12 土地改良区の意見書	当初許可申請で土地改良区の意見をj得ている場合には、当該事業計画変更について新たな意見書
13 水利権者・漁業権者・その他関係権利者の同意書	同意を要する場合に限る
14 関連する許認可等があったことを証する書面の写し	当該事業に関連して法令の定めるところにより許認可等を要する場合において、これを了しているときはその旨を証する書面の写し
15 転用行為を行うのに必要な資力等を確認する書面	融資証明書・残高証明書・議決予算書等
16 旧所有者の同意書等	転用事業者が変更前の事業計画について、旧所有者に対して雇用予約、施設の利用予約等の債務を有している場合には、当該債務の処理について関係者の取決め書の写し及び旧所有者の事業計画についての同意書
17 当初許可指令書	
18 その他参考となるべき書類	農業委員会が必要と認めて提出を求めた場合
19 委任状（確認事項を含む）	行政書士等の代理人が行う代理申請の場合

- ◆ 計画変更申請（内容により、申請様式が異なりますので、事務局にお尋ねください。）
1～19の順に該当するものを順次添付。（添付書類は原本、ただし、農地法第5条と同時申請の場合は、申請書以外はコピーでも可）

- ◆ その他

- ① 証明書等は**申請日前3ヶ月以内**に発行されたものを添付してください。
- ② 申請書には申請人等（当初計画者、承継者等）の押印（**行政書士が代理人申請する場合は、行政書士印のみで申請人の押印は不要**）が必要になります。また、申請書の補正も考えられますので、上部枠外に捨印を押印してください。
- ③ 計画変更申請の場合は、**現地調査を行うため、申請地に札**（事務局に用意してあります）を立てておいてください。
- ④ 計画変更申請の場合は、文化財課へ《**埋蔵文化財関係の届出書**》を提出してください。また、《**農業委員会及び市からのお願い事項**》について承知した旨を記入のうえ申請書に添付してください。
- ⑤ 申請書に、申請人及び代理人の連絡先（電話番号）を記入してください。
- ⑥ 申請書提出先 ⇒ **みどり市農業委員会事務局（大間々庁舎）**

※農地転用申請受付期間については、年間予定表をご覧ください。

不明な点は、みどり市農業委員会事務局までお問い合わせください。

電話 0277-76-2111(代)・76-1939(ダイヤルイン)・FAX 76-1780